第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２２年（フ）第１４１６６号
東京都台東区元浅草１丁目15―３　ＦＢＣビル４Ｆ
債務者　山田　千夏（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３８号
東京都多摩市桜ケ丘１丁目60番地の56桜ヶ丘ハイム203
債務者　川田万里子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７２２号
横浜市青葉区鉄町1375番地　横浜あおばの里内、住民票上の住所横浜市鶴見区矢向４丁目20番５号
債務者　村山　和雄
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７号
石川県白山市明光４丁目86、住民票上の住所石川県能美市緑が丘七丁目23番地
債務者　林　　利明
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２５号
石川県輪島市小伊勢町上午房河原42番地５
債務者　新出　　博
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第２６号
石川県輪島市小伊勢町上午房河原42番地５
債務者　新出たづ子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第２１５号
静岡県富士市松岡389番地の１
債務者　井倉　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２６３号
東京都東村山市多摩湖町１丁目33番地１多摩湖町１丁目第２アパート７―604
債務者　稲津　洋介
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６３号
釧路市新富士町２丁目７番５号　コーポ憩１階６号
債務者　奈良坂浩子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
栃木県小山市東城南３丁目14番１　553ハイツ１号棟203号、従前の住所栃木県小山市西城南５丁目28番地18
債務者　古河　　博
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１１０号
栃木県小山市東城南３丁目14番１　553ハイツ１号棟203号、従前の住所栃木県小山市西城南５丁目28番地18
債務者　古河美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６３号
栃木県小山市中久喜４丁目10番２号
債務者　渡辺　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６８号
栃木県小山市中久喜４丁目10番２号
債務者　渡邉　久子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６３６４号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―９―203
債務者　菊地佐知子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７７号
東京都八王子市台町４丁目44―13―413
債務者　茂木　昌二
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部